

別表第1 (第3条関係)

区分	助成金の額	
	単位	金額
障害児相談支援事業所	1事業所当たり	12,600円
特定相談支援事業所		

備考 障害児相談支援事業所及び特定相談支援事業所のいずれも運営する代表者

があるときは、その助成は、いずれかの1事業所に限る。